

平成 29 年 2 月 3 日
水 産 庁

太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する調査について(中間整理)

1. 経緯

- (1) 我が国は中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際合意に基づき、太平洋クロマグロの 30 キログラム未満小型魚、30 キログラム以上大型魚にそれぞれ漁獲上限を設け、漁獲管理に取り組んでいる。
- (2) 第2管理期間(*1)の漁獲状況は、特に小型魚の漁獲が、我が国南部や西部海域を中心に積み上がる状況。
- (3) このような中、昨年、長崎県で広域漁業調整委員会指示(以下「委員会指示」という。)(*2)に基づく承認を得ていない漁船が操業し、三重県で県の自肅要請に従わず操業を継続したことから、水産庁及び両県が現地で調査・指導等を行ったところ。
- (4) これとあわせて、沿海地区の全都道府県(39 都道府県)に対し、改めて、委員会指示に基づく承認制の周知徹底や、漁獲モニタリング(*3)による漁獲量の報告体制を調査した。
- *1 沿岸漁業は平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで、大中型まき網漁業等は平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月まで。
- *2 沿岸くろまぐろ漁業の操業は委員会指示により禁止されており、同漁業を営むためには委員会の承認を受けることが必要。
- *3 漁獲量については、漁業者は委員会指示に基づき委員会会長あてに漁獲実績報告書を提出するほか、各都道府県は、国のガイドラインにより、管下漁協の漁業者分の漁獲量を国に報告することとなっている。

2. 調査結果の概要

- (1) 都道府県からの報告によれば、新たに、7 県(延べ 8 県)で承認にかかる疑義事例や漁獲量の未報告等を確認(別紙参照)。なお、長崎県については未だ詳細確認中。

委員会指示に基づく承認を受けていない疑義	漁獲量の未報告及び報告内容の誤り
<u>1 県</u> (現時点で約 1.5 トン)*	<u>7 県</u> (現時点で約 6.7 トン)*

* ()内は疑義のある漁獲量(H29.1.20 時点)

注:その他の都道府県は疑義事例なしとの報告(今後、説明会を開催し確認する県を含む)。

なお調査対象は沿海地区の全都道府県(39 都道府県)

- (2) 現在、7 県(延べ 8 県)において確認調査を継続中。併せて、原因究明と再発防止策の検討、漁獲量の修正報告を求めているところ。

3. 水産庁の対応方針

- (1) WCPFCの国際約束を遵守し、太平洋クロマグロ資源の回復を図っていくためには、国内の漁獲上限の範囲内での漁獲管理が不可欠。
- (2) このため、疑義事例が確認された県に対し、原因究明とそれを踏まえた再発防止の徹底を求めるとともに、法的規制の導入を検討しているところ。

別紙 各県の概要

都道府県	委員会指示に基づく承認を受けていない疑義	漁獲量の未報告及び報告内容の誤り
岩手県	・なし。	・自家消費分を未報告(2漁協)。
宮城県	・なし。	・沿岸漁業と沖合漁業の区分が一部不明確(詳細調査中)。
千葉県	・なし。	・他港水揚分の未報告や報告遅延(2漁協)。 ・水揚量の重複報告(1漁協)。
新潟県	・なし。	・水揚量の一部を未報告(漁協の集計ミス、1漁協)。
静岡県	・承認を得ずに操業した疑義有り(1漁協、漁業者4名、約1.5トン)。	・漁業者による直接販売や他市場出荷分を未報告(4漁協)。
和歌山県	・なし。	・他港水揚分を未報告(2漁協)。
鹿児島県	・なし。	・水揚量の一部を未報告(漁協の集計ミス、1漁協)。

- * 三重県からは新たな疑義事例の報告はない。
- * 長崎県は対馬海区を含め詳細確認中。

※ 今回の水産庁による調査以前から、県が既に調査し、指導していた事例として、

- ・ 茨城県は、水揚量の報告遅延の事例
- ・ 神奈川県は、県での操業自粛要請の連絡不十分の事例、
- ・ 熊本県は、同県の漁船が、長崎県対馬海域でクロマグロを漁獲したが、漁獲量(約4.2トン)の報告をしていなかった事例の報告がなされている。

長崎県対馬における太平洋くろまぐろの管理に関する現地調査(中間報告)

1. 経緯

平成 28 年 11 月下旬、対馬の沿岸漁業者が、承認(*1)を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んでいるのではないかとの情報を受けたため、長崎県が調査したところ、多数の承認のない漁業や、承認があっても漁獲報告(*2)のない事例があるとの経過報告があり、水産庁担当官が現地へ赴き、長崎県と共同で調査・指導を行なったもの。

- *1 長崎県が対象となる日本海・九州西海域では、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(以下、「委員会指示」という。)により、沿岸くろまぐろ漁業の操業を禁止しており、同漁業を営むためには委員会の承認を受けることが必要。
- *2 漁獲量については、漁業者は委員会指示に基づき漁獲実績報告書を提出するほか、長崎県は国のガイドラインや基本計画に沿って県計画を定め、県内の管下漁協の組合員が漁獲・混獲した太平洋くろまぐろの量の報告を行うこととなっている。

2. 調査・指導の対象者

- (1) 期 間:平成 28 年 12 月 6 日(火)～9 日(金)
- (2) 対象者:承認を受けずに操業した漁業者、対馬島内 11 漁協の組合長等の計 40 名以上
- (3) 方 法:個々の漁業者、組合長等に対する聞き取り、指導等

3. 結果概要

※ 長崎県が現在、調査継続中であり、以下は現時点の暫定的なもの。

(1) 無承認操業の疑義等について(委員会指示による承認関係)

該当者は 31 名で、漁獲量は約 15 トン程度。

事項	該当者	事例	対応
1. 違反の疑義等がある事例	16 名、 約 12 トン ※詳細精査中	・クロマグロを狙って出漁 ・イカ釣りの際にクロマグロを繰り返して漁獲など	漁業者は、今回の件は深く反省し、今後、承認を得ずに操業しないことや、委員会指示を遵守することなどを誓約。
2. 違反に該当しないと考えられる事例	15 名、 約 3 トン ※詳細精査中	・サバ釣りの際に混獲など	

(2) 漁協を通じた漁獲量の未報告について(長崎県のくろまぐろの管理計画関係)

該当漁協は 11 漁協で、未報告が約 30 トン程度。

事項	事例	対応
1. 漁協の集計漏れによる過少報告	<p>(巖原漁協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島内の他漁協に、養殖用種苗などが水揚げされており、同漁協が把握を怠っていたことなどによるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合長は、委員会指示の遵守を組合員に周知徹底すること、漁獲量報告が正確に行われるよう組合員及び役職員を指導することを誓約。
2. 無承認者の漁獲量を未報告等	<p>(上対馬漁協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無承認者の漁獲を他の魚種名で整理し、県に報告していなかったことなどによるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び漁協で、原因究明の上、対策を検討。
3. 無承認者の漁獲量を承認者に上乘せし報告	<p>(豊玉町漁協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無承認者の漁獲を、別の承認漁業者の水揚げとして報告していたことなどによるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び漁協で、原因究明の上、対策を検討。

太平洋くろまぐろの管理に関する三重県調査(中間報告)

1. 経緯

三重県では、好調な漁場形成により漁獲が積み上がり、県の漁獲枠22.7トンを超えたことから、9月15日に県計画に基づく操業自粛の要請を发出。

11月上旬に、委員会承認を受けた沿岸漁業者(カツオ一本釣り漁業)が、操業自粛要請中にもかかわらず、静岡県御前崎にクロマグロの小型魚を水揚げしているとの情報を三重県が受けたことから、水産庁と連絡を取りながら調査・指導を実施した結果、現在、当該漁業者は操業を自粛している。

2. 県の調査・指導

- ①期 間:平成28年11月10日(木)以降、随時
- ②対象者:三重県外湾漁協及び当該漁協に所属する6名のカツオ一本釣り漁業者
- ③内 容:操業状況及び漁獲量の確認、操業自粛及び漁獲実績報告の指導等

3. 調査・指導の概要

事 項	実 態		対 応
1. 操業自粛要請中における操業状況	該当者:カツオ一本釣り漁船(承認船) 6名	伊豆半島西海域及び伊豆大島南海域において操業自粛要請中にもかかわらず、クロマグロを目的として操業	県の指導を受け、クロマグロを目的とする操業を自粛
2. 上記操業における漁獲状況	【漁獲量】 52.6トン 【月別内訳】 9月 0.07トン 10月 0.34トン 11月51.31トン 12月 0.88トン	【水揚地】 御前崎 50.7トン 焼津 1.8トン 【漁獲報告】 上記の県外水揚分の漁獲量が報告漏れ	・県外水揚げ分について、漁獲量を精査のうえ、報告 ・県及び漁協で原因究明の上、対策を検討